

# 資料2 構造上障害者の方の利用に供する自動車 に係る減免

( 身体障害者等<兼用>構造自動車、身体障害者<運転用>構造自動車 )

## 1 減免の対象となる自動車

※レンタカーは対象外

※リース車も対象となりますが、リース会社が申請者となります。

※法人使用又は「事業用」の場合、事業実施に必要な許可又は事業所の指定等を受けていることが必要です。

### (1) 身体障害者等<兼用>構造自動車

※車種は問いません。

車いすの昇降装置、固定装置、浴槽を装着する等特別の仕様により製造された自動車又は一般の自動車に同種の構造変更が加えられたもので、身体障害者等の輸送に使用する自動車

### (2) 身体障害者<運転用>構造自動車

※車種は問いませんが、事業用限定です。

専ら身体障害者の方が運転するために、運転装置、制御装置に構造変更が加えられ、事業用で登録された自動車

※身体障害者等とは：歩行が困難な身体障害者、知的障害者、精神障害者を指します。

## 2 申請期限

	申請期限	減免できる税目
(1) <兼用>構造自動車	新規登録・移転登録 (名義変更)による取得	自動車税環境性能割の一部 (減免額：構造変更に要した金額×税率)  ※ベース部分の自動車税環境性能割については課税になります。
(2) <運転用>構造自動車		

※新規登録・移転登録による取得の場合で、申告書を提出した日(登録の日)に減免申請書の提出がない場合は、自動車税(種別割・環境性能割)を納付いただき、減免承認後に還付となります。  
※申請期限を過ぎると、申請を受け付けることができません(減免は受けられません)のでご注意ください。

## 3 申請に必要な書類

裏面記載のとおり

電話お問い合わせ先： 沖縄県税コールセンター TEL 098 - 943 - 5021

申請窓口	※納税義務者の住所により申請窓口が異なりますので、沖縄県のHPで確認するか、上記コールセンターにお問い合わせください。 ※新規登録時の自動車税(種別割)および自動車税(環境性能割)は、従前どおり自動車税事務所が減免申請窓口です。				
沖縄県那覇県税事務所 〒900-0029 那覇市旭町116-37 (南部合同庁舎) 3階 TEL 098-867-1066 FAX 098-867-1146	沖縄県自動車税事務所 〒901-2134 浦添市港川1500-10 TEL 098-879-1621 FAX 098-879-1620	沖縄県コザ県税事務所 〒904-2155 沖縄市美原1-6-34 (中部合同庁舎) 1階 TEL 098-894-6502 FAX 098-937-2501	沖縄県名護県税事務所 〒905-0015 名護市大南1-13-11 (北部合同庁舎) 1階 TEL 0980-52-5138 FAX 0980-54-0087	宮古事務所県税課 〒906-0012 宮古島市平良字西里1125 (沖縄県宮古合同庁舎) TEL 0980-72-2553 FAX 0980-73-4115	八重山事務所県税課 〒907-0002 石垣市字真栄里438-1 (沖縄県八重山合同庁舎) TEL 0980-82-3045 FAX 0980-82-2044

●減免の申請書様式は、沖縄県のホームページからダウンロードすることができます。

URL: [https://www.pref.okinawa.jp/site/somu/zeimu/choshu/191001\\_jidousya\\_gaiyou.html](https://www.pref.okinawa.jp/site/somu/zeimu/choshu/191001_jidousya_gaiyou.html)

沖縄県 自動車税 減免

検索

### 3 申請に必要な書類

#### (1) 身体障害者等＜兼用＞構造自動車

提出書類		説明
ア	自動車税環境性能割減免申請書 (その3)	環境性能割が課税される場合のみ、申請できます。
イ	自動車の写真(前面・後面・車内)、 または外観図及び改造部分詳細 図の写し(新規登録時に限る)	外観写真は、前後のナンバープレートが確認できること。(※) 車内の写真は、改造部分及び設置した装置が確認できること。 昇降装置は、降下させた状態で撮影してください。 図面の場合は、陸運事務所に提出したものであること。 (※)新規登録、管轄変更、番号変更登録においては、登録番号未装着の 前後の写真でもよい。
ウ	自動車検査証写し及び自動車検 査証記録事項写し または登録事項等証明書の写し	有効期間内であること。
エ	構造変更に必要な費用が確認でき る書類	例:注文書
オ	その他添付資料	法人使用の＜自家用＞自動車の場合は・・・◎印の書類 個人使用の＜自家用＞自動車の場合は・・・▲印の書類 ＜事業用＞自動車の場合は・・・■印の書類
◎	定款の写し 又は現在事項全部証明書	同日に複数台申請する場合は1部で構いません。
	事業実施に必要な手続きが 済んでいることが確認できる 書類 (社会福祉法人は除く)	例:通所介護事業、障害福祉サービス事業は「指定通知書」の写し、 介護老人保健施設は「開設許可書」の写し 社会福祉法人の場合、書類は不要ですが、左記の手続きは済んでいること が前提です。
	運行計画書	減免対象事業との関連性がわかるよう、自動車の用途、運行区間、 運行スケジュール、乗車対象者等を具体的に記入してください。(自 由様式)
	▲	障害者手帳の写し
▲	障害者との関係を証明する書 類	例:住民票謄本、戸籍謄本、生計同一証明書、健康保険証 <sup>※</sup> ※健康保険証は写し ※申請者が障害者本人の場合は不要です。
■	事業許可書の写し	例:沖縄総合事務局長発行の一般乗用旅客自動車運送事業許可書

#### (2) 身体障害者＜運転用＞構造自動車

上記(1)の「ア」～「エ」の書類	
事業許可書の写し	例:沖縄総合事務局長発行の一般乗用旅客自動車運送事業許可書
障害者手帳の写し	氏名、障害の程度が確認できること
運転免許証の写し	
障害者との雇用関係を証明する書類	例:会社名が確認できる保険者証、雇用保険被保険者資格取得等 確認通知書

[構造減免／一部減免(裏面)]